

通達甲(刑総指2)第7号

平成6年9月1日

存続期間

各所属長殿

刑事部長

交通部長

鑑定業務に従事する者の指定に関する規程の運用について

このたび、鑑定業務に従事する者の指定に関する規程（平成6年9月1日訓令甲第28号）が制定され、平成6年9月1日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようになされたい。

おって、警視庁科学捜査研究所鑑定事務処理要綱（昭和54年2月10日通達甲（刑・科・庶）第1号）の一部を別添のとおり改正した。

記

第1 制定の趣旨

犯罪の複雑・巧妙化、裁判実務のち密化、弁護活動の活発化等に対応し、鑑定業務の的確な処理、鑑定技能の向上及び鑑定業務従事職員のプロフェッショナル化を図るため、鑑定業務に従事する者を指定する制度を設け、新たに規程が制定されたものである。

第2 運用上の留意事項

1 名称の使用（第2条関係）

(1) 鑑定業務に従事する者として指定を受けた名称は、鑑定業務の遂行及び鑑定書等の作成に当たって使用するものとする。

(2) 名称は、

「警視庁刑事部鑑識課 指紋鑑定官 ○ ○ ○ ○」、

「警視庁科学捜査研究所 物理研究員 ○ ○ ○ ○」、

「警視庁捜査支援分析センター 技術研究員 ○ ○ ○ ○」、

「警視庁交通部交通捜査課 交通事故解析研究員 ○ ○ ○ ○」

等の要領で記載する。

2 推薦要領（第4条関係）

鑑識課長、科学捜査研究所長及び捜査支援分析センター所長は刑事部長を経由し、交通捜査課長は交通部長を経由して、それぞれ鑑定業務に関して優れた知識及び技能を有する者で真に適任と認めるものを、別記様式第1の「推薦書」により警視総監に対して推薦するものとする。

3 指定の解除（第5条関係）

- (1) 「指定を解除すべき事由」とは、次に掲げる場合をいう。
 - ア 退職、転出又は他機関への出向のとき。
 - イ 死亡又は長期疾病のとき。
 - ウ その他、所属長において、指定を解除すべきと認めたとき。
- (2) 所属長は、前(1)に該当する場合は、別記様式第2の「指定解除事由報告書」により刑事部長又は交通部長に報告するものとする。
- (3) 刑事部長又は交通部長は、指定の解除を認めた場合は、別記様式第3の「指定解除通知書」により所属長に通知する。

4 管理（第5条関係）

所属長は、別記様式第4の「鑑定官・研究員指定簿」を備え付け、鑑定業務に従事する者として指定を受けた職員について登載し、その経過を明らかにしておくものとする。

第3 事務局

- 1 この制度を運用するため、事務局を刑事総務課（刑事指導第一係）及び交通捜査課（交通捜査指導係）に置く。
- 2 事務局は、相互の連絡を密にし、指定及び解除された者の一体的な把握及び管理に努めるものとする。